

災害対応マニュアルQ&A

Q1 「災害」とはどのようなものか。

A 「災害」とは、地震、風水害、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の自然災害をはじめ、火災、武力攻撃・大規模なテロ等の人為的災害や新型インフルエンザ等の感染症や原子力災害等をいいます。

Q2 議会災害対応マニュアルが対象とする災害はどのようなものか。

A 町において災害対策本部や国民保護対策本部、感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置される地震、風水害又は火山噴火等の自然災害や大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の感染症や原子力災害又は武力攻撃・大規模なテロ等で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある災害や事象を対象としています。

例えば、地震の場合、①「町において震度5強以上の地震が発生したとき」や②「町において震度5弱以下の地震が発生した場合」が対象となります。

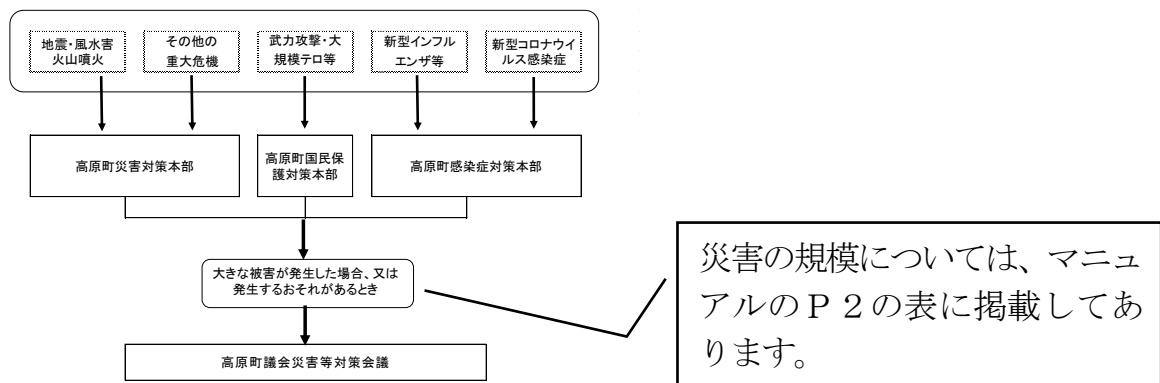
詳しい内容は、議会災害対応マニュアル（以下「災害対応マニュアル」といいます。）のP2の表に掲載してあります。

Q3 議会災害等対策会議が設置される災害の規模はどのようなものか。

A 町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めるときは、町に災害対策本部が設置されますが、それに併せて議会に議会災害等対策会議（以下「災害等対策会議」といいます。）が設置されるものではありません。

災害等対策会議は、災害対応マニュアルが対象とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で議長が必要と認めるときに設置されるものです。

例えば、前述の地震の規模の災害のほか、風水害であれば、①「滅失世帯数が40以上の規模の風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」や②「滅失相当世帯数が20以上の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」に設置されるもので、町に災害対策本部が設置されたからといって、必ずしも議会に災害等対策会議が設置されるものではありません。



災害の規模については、マニュアルのP2の表に掲載してあります。

※ 町の災害警戒対策本部又は災害情報連絡本部が設置された場合には、議会事務局から全議員へメール等で情報提供する。
その後、被害等の拡大などにより、災害対策本部等が設置され、大きな被害が発生した場合、又は発生するおそれがあるときは、上記の表のとおり対策会議を設置する。

Q4 災害発生時には、議員の把握した情報は災害対策本部に集約することなく議会事務局に一元化することである。災害対応のためには、議員の情報は重要と考えるが。

A 災害が発生した場合、町には災害対策本部（災害警戒本部又は情報連絡本部等を含みます。）が設置され、人や道路、建物等の被害情報を集めることとなります。

そして、これらの情報は、一番目に主力で活動する消防、警察あるいは自衛隊に提供されます。

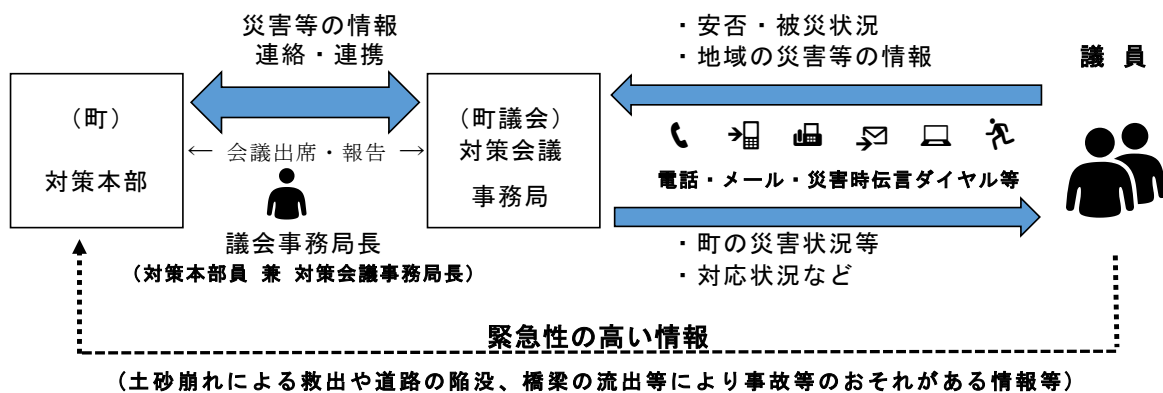
災害対策本部は、様々なルートからの情報をできる限り迅速に一本にまとめる必要があります。特に、災害が発生した最初の段階は時間との戦いで対応が適切であればあるほど多くの命を救うことができます。

このためには、指揮命令系統が最高責任者である町長に一本化されなければ現場は混乱します。

こうしたことから議員からの情報などは一度議会事務局に一元化し、災害対策本部に伝達することとしています。

なお、情報の一元化を行うのは、大規模な災害等が発生し、議会に災害等対策会議が設置された時の対応であって、全ての災害時に情報の一元化を行うものではありません。

また、緊急を要する情報の伝達・要請については、議会事務局に一元化することなく、当然に災害対策本部や警察・消防に連絡するものです。

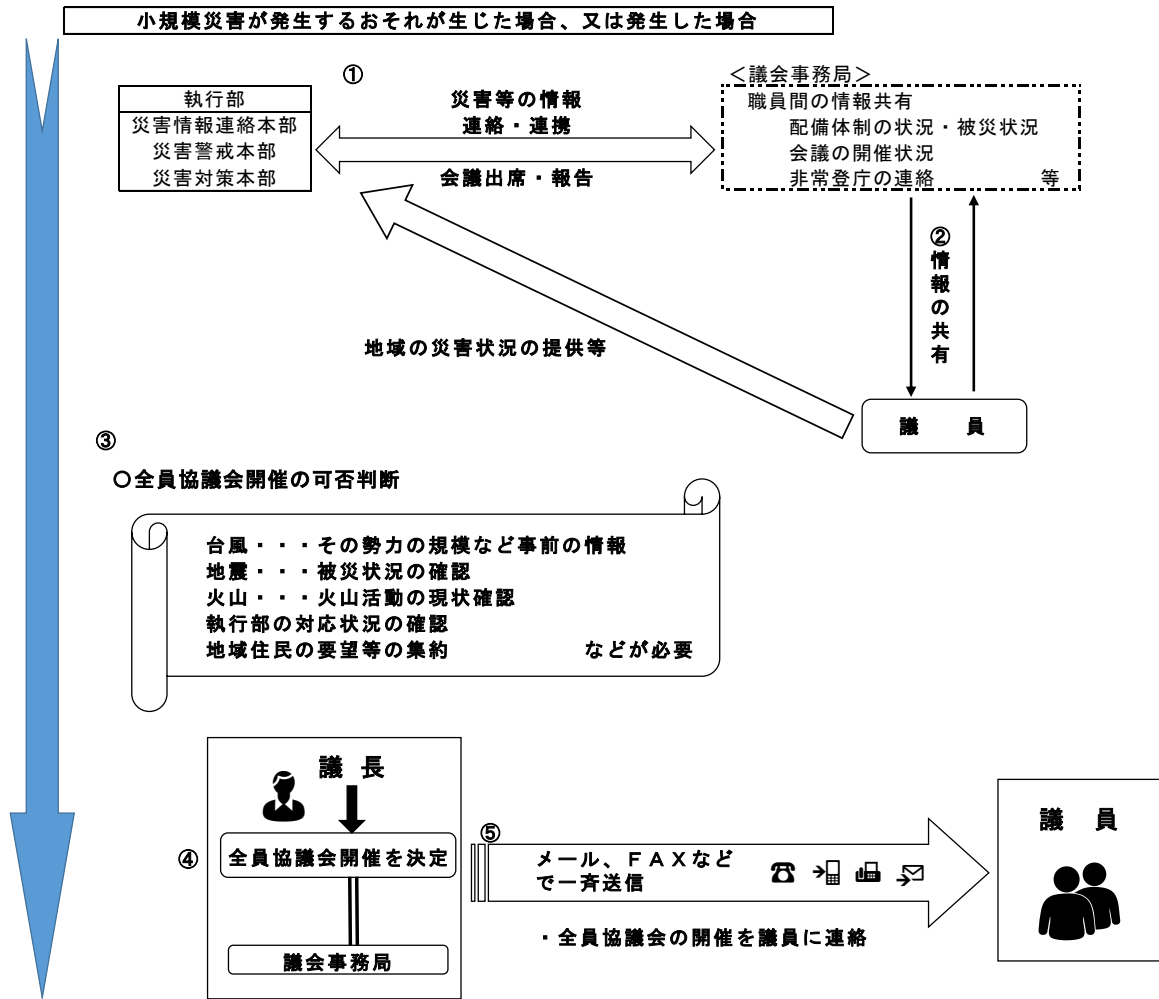


Q5 大規模災害のときは「災害等対策会議」を設置することであるが、小規模な災害の対応はどのようにするのか。

A 小規模な災害が発生するおそれが生じた場合、又は発生した場合には、議会全員協議会を開催し、町の取り組みを側面的に支援することとしています。

例えば、台風であればその勢力の規模など事前の情報が必要な場合や火山噴火であれば火山活動の現状確認が必要な場合をはじめ、執行部の対応状況の確認や地域住民の要望等の集約などのために全員協議会を開催することがあります。

※ 災害発生時等の連絡体制と全員協議会開催のイメージ



Q6 予算など重要議案が遅れて行政運営に支障が生じることがあってはならない。災害時の本会議招集、議案審議・採決等の手順はどうなるのか。

A 既に招集告示が行われていた場合、災害対応マニュアルの「9 災害発生時における議会運営」の議員や事務局職員、あるいは説明員が被災した場合など様々なケースに沿って、議会運営委員会や本会議、常任委員会等を運営することとなります。また、その時の行動基準は、災害対応マニュアルの「8 災害等発生時の対応」が基準となります。

例えば、招集日前に災害が発生し、招集日を迎えたものの定足数を欠き当日の17時までには開会することができなかつた場合自然流会となり、改めて再招集を協議する必要がでてきます。

また、招集日や会期中に災害が発生した場合、①通常どおり継続する。②一般質問を打ち切り、委員会付託を行い委員会審査後本会議で採決を行い議了する。③一般質問、委員会付託を省略し、本会議で質疑・討論・採決を行い、議了する。④会期日程の変更（延長・短縮など）を行い、①②③に準じて議了し、閉会することなどの方法が考えられます。

通常の災害時であってもこうしたケースが考えられますので、特に大規模災害等

となれば、委員会はもちろんのこと本会議そのものの開会・継続が困難となり、上程議案及び継続審査・調査事件は全て廃案となることも想定されます。

なお、自然閉会・流会を迎えた場合や急を要する場合、町長の判断で専決処分が考えられます。

Q7 議場及び委員会室が使用不可能な場合どうするのか。

A 議場及び委員会室の使用が不可能になった場合は、代替施設を選定し対応することとなります。なお、代替施設としては、ほほえみ館のほか、各学校の空き教室や公共的団体の施設等の利用が考えられます。

Q8 災害用伝言サービスは多くの種類があると聞いた。171のほかはどういったものがあるのか。

A 災害用伝言サービスには、「災害用伝言ダイヤル（171）」のほか、「災害伝言板（Web171）」など4つのサービスがあります。その種類と特徴は次のとおりです。

○災害用伝言ダイヤル（171）・・・電話を使って安否確認

「171」をダイヤルすれば、ガイダンスに従って操作できます。

特 徴

- ・固定電話のみお持ちの方はこちらが利用できます。
- ・固定電話だけでなく、携帯電話からも登録・確認できます。
- ・公衆電話から利用できます。
- ・1つの伝言当たり30秒まで録音できます。

○災害伝言板（Web171）・・・インターネットで安否確認

携帯電話、パソコンから文字で安否を登録・確認できます。

特 徴

- ・<http://www.web171.jp/>から利用できます。
- ・選択式の「安否」と100文字以内のコメントを登録できます。
- ・登録したことをメール（10件）や電話（1件）で通知することができます。
- ・MVNO（大手携帯事業者から設備を借りてサービスを提供する事業者）などの端末からも登録できます。

○災害用伝言板・・・モバイルサイトで安否確認

携帯電話から文字で安否を登録・確認できます。

特 徴

- ・携帯各社のモバイルサイトTOPおよび専用アプリから登録できます。
- ・選択式の「状態」と100文字以内のコメントを登録できます。
- ・MVNOなどの他社の携帯電話やスマートフォン、パソコンから登録された情報を確認できます。

○災害用音声お届けサービス・・・音声メッセージで安否確認

携帯電話から録音したメッセージをパケット通信で相手に送ります。

特 徴

- ・他社のものも含めた携帯電話、PHSとの間で相互にやり取りが可能です。

・スマートフォンでもフィーチャーフォンでも使えます。対応機種は各携帯電話事業者のホームページで確認ください。

Q9 非常用持ち出し品にはどのようなものがあるのか。

A 災害に備え準備しておくものは、大きく分けて非常用持ち出し品と備蓄品に分けられます。非常用持ち出し品とは、リュックサックに入る程度のものでも避難する際持って行けるような物です。備蓄品とは、避難生活や被災した状況での生活に対して備えておくための物です。

非常用持ち出し品について

非常用持ち出し品は、非常時に持ち出す最低限のものをコンパクトにまとめ、持ち出しやすいところに置きましょう。地震発生後に自宅に取りに戻ったり、準備のために時間をかけることは、危険ですからやめましょう。

非常用持ち出し品チェックリスト

家庭では以下のものを備え、定期的にチェックしましょう

<p>非常食 (最低3日分程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 乾パン <input type="checkbox"/> 缶詰 <input type="checkbox"/> レトルト食品 <input type="checkbox"/> 飲料水 (1人1日約3ℓ) 	<p>貴重品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 健康保険証
<p>生活用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ナイフ <input type="checkbox"/> 缶切 <input type="checkbox"/> マッチ <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> ローソク <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 洗面用具 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ティッシュ <input type="checkbox"/> ビニール袋 	<p>医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いつも飲んでいる薬 <input type="checkbox"/> キズ薬 <input type="checkbox"/> シブ薬 <input type="checkbox"/> 包帯 <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> ばんそうこう <input type="checkbox"/> ガーゼ <input type="checkbox"/> 脱脂綿 <input type="checkbox"/> ハサミ <input type="checkbox"/> ピンセット
<p>衣類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 下着 <input type="checkbox"/> くつ下 <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> セーター <input type="checkbox"/> スニーカー 	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 防災ずきん <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 予備電池 <input type="checkbox"/> 育児用品 <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> メガネ・コンタクトレンズ

※要介護者がいる場合：介護用品、常備品、紙おむつなど
 ※乳幼児がいる場合：粉ミルク、ほ乳びん、紙おむつなど
 ※ペットがいる場合：食料、リード、ゲージ、迷子札など



避難所などで避難生活を送る時に必要な水・食料など生活用品の備蓄は最低でも3日分用意しましょう (推奨は7日分です)。普段の食料を多めにストックし、古いものから順に使っていき、消費したら補充するローリングストック (家庭内流通備蓄) に心がけましょう。